



LANDSCAPE PLANNING OF UENOHARA CITY

上野原市景観計画 概要版

平成30年3月
上野原市

■「上野原市景観計画」の策定にあたって

1 「上野原市景観計画」とは

「上野原市景観計画」は、平成16年6月に制定された「景観法」に基づき、良好な景観の保全・形成を図るために策定した計画です。上野原市は、平成27年2月に「景観行政団体」となり、平成29年12月に「上野原市景観条例」を制定し、平成30年3月に「上野原市景観計画」を策定しました。今後、景観計画に基づき、市民と協働により、上野原市らしい景観づくりに向けた取り組みを展開していきます。

「上野原市景観計画」は、本市の景観形成に関する総合的な計画であり、本市の美しい景観を共有の資産として次世代に継承していくための、市民・事業者・行政等の「協働の指針」となるものです。

2 景観形成の基本理念



3 景観形成の目標

- 大地の構造を尊重し、豊かな自然や眺望などの風景資産を継承します
- 固有の歴史文化を顕在化して景観づくりに活かし、次代に引き継ぎます
- 奥行きある地形に寄り添う集落と里山の景観を大切に守り、活かします
- 地域の個性を活かし、交流と心地よさを育む景観を創出します
- 地域が連携した協働による景観まちづくりを進めます



・桂川と明瞭な河岸段丘地形

4 景観形成方針

■上野原市の景観形成方針の体系

(1)五感で感じる身近で多彩な自然を守り・活かす

- 複雑で変化に富む大地の構造に沿う景観に配慮する
- 上野原市らしい良好な風致を維持する
- 景観の基調を成し、自然骨格を形成している森林景観を守り・活かす
- 豊かでうるおいある水辺景観を守り・活かす
- 地域景観を特徴づけている自然環境を守り・育む



・桂川の段丘地形と斜面樹林

(2)上野原市ならではの優れた眺望景観を魅せる

- 山なみが重層する眺望景観を守り・活かす
- 良好な眺望場所の魅力を高める
- 眺め・楽しむ身近な眺望景観を創出する



・八重山からの富士山と重層する山なみ眺望

(3)甲州街道宿場町や先人の知恵に培われた歴史文化を継承する

- 甲州街道の歴史的な道筋と宿場町のたたずまいを守り・活かす
- 水との関わり・水の文化を継承する景観を活かす
- 地域に息づく歴史文化資源を顕在化し景観づくりに活かす



・甲州街道野田尻宿の家なみ

(4)素朴で美しいふるさとの原風景を守り・活かす

- 美しい棚田や農の景観を守り・活かす
- 地形に寄り添う素朴な集落と里山の景観を守り・活かす
- 都市と農山村交流の景観を育む



・秋山地区富岡の棚田

(5)地域の元気と交流を育むおもてなしの風景を創る

- 風景体験の魅力を高め、観光交流の景観を育む
- 風土と暮らしの営みに培われた郷土食の文化を活かす
- 四季を彩る花のまち・おもてなしの風景を育む
- 風景を結び、交流を育む風景回廊を創る



・地域で育む大目地区新田下のハナモモ

(6)住む人が心地よい、地域の個性を活かした暮らしの景観を育む

- 魅力あるまちの顔となる景観を創る
- 多彩な地域景観をつくっているまちなみ景観の向上を図る
- まちの玄関口となる駅やIC周辺、主要な道路の景観の魅力を高める
- 地域の景観形成を牽引する公共公益施設の景観の質を高める



・談合坂サービスエリア周辺

■良好な景観形成のための行為の制限について

1 行為の制限に関する基本的な方針

上野原市らしい良好な景観形成を図るため、市域を大きく3つの「景観形成地域」に区分し、地域ごとの特性に応じた建築や開発行為等を行う際の守るべき事項（行為の届出と景観形成基準の遵守）を定めました。

■景観形成地域の区分

本市の特徴的な地形構造や土地利用などから、市域を次の3つの景観形成地域に区分し、地域特性に応じた良好な景観形成を推進します。

■市街地景観形成地域

桂川、鶴川による河岸段丘上の平坦地に形成された中心市街地、桂川に沿う島田地区や巖地区の一部、コモアしおつ周辺、工業団地周辺の既成市街地

■集落景観形成地域

丘陵地や山麓の里山集落と、鶴川や秋山川等の谷筋や地形のひだに沿って形成された山間の農山村集落地域

■森林景観形成地域

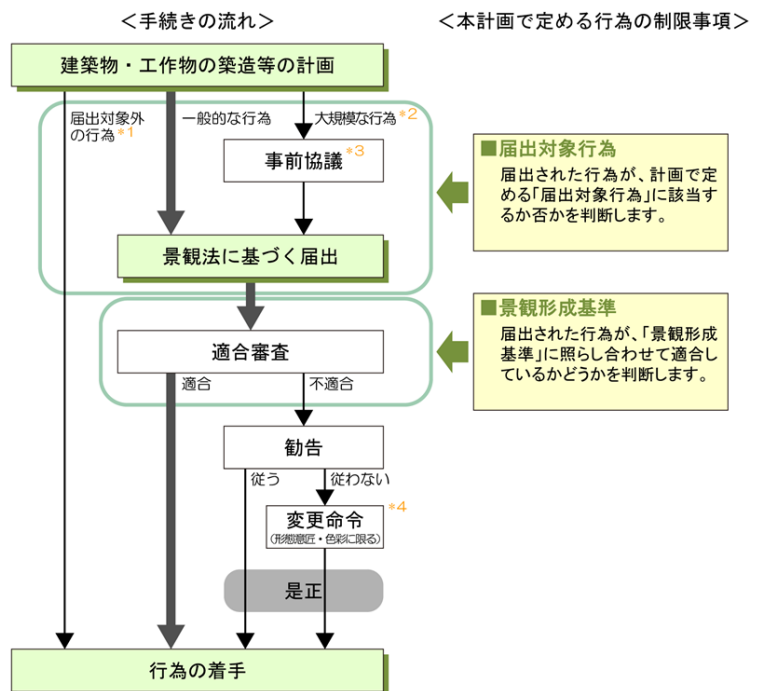
北部の三頭山や奈良倉山、また、南部の高畑山や赤鞍岳から続く山稜といくつもの支脈の尾根筋、その山麓にかけて広がる山地と森林の地域



■行為制限のための手続き

建築物・工作物の築造、土地の形質の変更、木竹の伐採などの行為（届出対象行為という）を行う場合は、あらかじめ市に届出を行い、市が定める景観形成基準に適合しているかどうかの審査を受けることとなります。

- *1 届出対象行為以外の建築物等の行為にあつては、届出の必要はありませんが、本計画に定める景観形成基準に準拠し、景観に配慮しながら実施することが望まれます。
- *2 大規模な行為とは、「建築物でその高さが13m又は床面積1,000㎡を超えるもの、工作物でその高さが20m又は築造面積1,000㎡を超えるもの」をいいます。
- *3 事前協議の時期は、「届出の30日前まで、かつ、行為の計画を容易に変更することができる時期」とします。
- *4 変更命令に従わない場合は、景観法に罰則等の定めがあります。



2 3つの景観形成地域ごとの届出対象行為

市内において以下の行為を行う場合、行為に着手する日の30日前までに市長に届出が必要です。また、規模の大きい建築物や工作物（大規模な行為）は、届出前に市と事前協議を行う必要があります。

届出に対して、市は提出された行為の内容を景観形成基準^{*1}に照合し、助言や指導を行います。不適合と判断した行為については、計画の是正等を勧告し、特定届出対象行為^{*2}において勧告に従わない場合は変更命令を行います。

■届出対象行為

行為の種類		市街地景観形成地域	集落景観形成地域	森林景観形成地域	
建築物	新築、改築、増築若しくは移転	高さ10m又は行為部分の床面積の合計が250㎡を超えるもの（増改築については行為後の規模とする）		行為部分の床面積の合計が10㎡を超えるもの（増改築については行為後の規模とする）	
	外観の模様替え、色彩の変更	高さ10m又は床面積の合計が250㎡を超える建築物で、変更部分の面積の合計が10㎡を超えるもの		変更部分の面積の合計が10㎡を超えるもの	
工作物	新築、増改築、移転、外観の模様替え、色彩の変更	垣、さく、塀の類	高さ2mを超えるもの	高さ1.5mを超えるもの	
		電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類	高さ15mを超えるもの		
		煙突、記念塔、高架水槽、彫像の類	高さ10mを超えるもの		高さ5mを超えるもの
		遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	高さ10m又は築造面積250㎡を超えるもの		高さ5m又は築造面積10㎡を超えるもの
	地上に設置する太陽光・風力・小水力発電施設の類	高さ10mを超えるもの又は太陽光モジュール（パネル）の面積が10㎡を超えるもの、小水力発電施設で築造面積が10㎡を超えるもの		高さ5mを超えるもの又は太陽光モジュール（パネル）の面積が10㎡を超えるもの、小水力発電施設で築造面積が10㎡を超えるもの	
開発等の行為	土地の形質の変更、鉱物の掘採又は土石の類の採取	行為面積1,000㎡を超えるもの又は高さ3mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	行為面積500㎡を超えるもの又は高さ2mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	行為面積300㎡を超えるもの又は高さ1.5mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	高さ3m又は面積500㎡を超えるもので、期間が90日を超えるもの	高さ2m又は面積300㎡を超えるもので、期間が90日を超えるもの	高さ1.5m又は面積100㎡を超えるもので、期間が90日を超えるもの	
	木竹の伐採	土地の用途変更を目的とした伐採面積300㎡を超えるもの		土地の用途変更を目的とした高さ10mを超えるもの又は伐採面積300㎡を超えるもの	

*1 景観形成基準の詳細をお知りになりたい方は、上野原市都市計画課までお問い合わせ下さい。

*2 特定届出対象行為とは、景観形成基準に適合しないものに対して変更命令まで行える行為を、景観法に基づき市の景観条例で定めるものです。本市では、建築物及び工作物で上記の届出対象行為に該当するものすべてを特定届出対象行為とします。

■ 景観資源等の魅力を高めるために定めること

風景資産を継承し、魅力的な景観形成を推進していくため、上野原市では、建築物等の行為の制限に加えて、次のような事項を定め取り組んでいきます。

● 景観法に基づいて定めるもの

① 景観上重要な建造物や樹木について

景観上重要な建造物や樹木を指定し、積極的な保全と、周辺も含めた魅力ある景観形成を促進します。

② 景観上重要な公共施設について

景観上重要な道路、河川、公園等の公共施設を指定し、地域のまちづくりと連携して景観に配慮した整備を推進します。

③ 屋外広告物の表示・設置について

屋外広告物等の表示・設置に関して一定の制限を定め、地域の景観特性に配慮した、きめ細かい規制・誘導を進めます。

④ 特色ある農の景観の保全・活用について

良好な農山村景観を維持・保全し、地域農業の活性化を図るため、景観に配慮した農業施策の方向を定める計画づくりを検討します。



● 上野原市独自で定めるもの

① 甲州街道宿場町の歴史的景観の保全・活用について

甲州街道宿場町のまちなみと周辺の歴史資産を一体的に保全・活用し、本市を代表する歴史的景観の維持・向上を図ります。

② 文化的景観の保全・活用について

水の文化を象徴する景観、複雑な地形に寄り添うように分散立地する集落固有の文化やふるさとの原風景など、人々の永い営みにより創り上げられた景観を文化的景観として選定し、魅力の向上を図ります。

③ 眺望景観の保全・活用について

本市の地形的特性や優れた眺望景観の維持・保全と、その印象を高めるため、積極的に観光や景観まちづくりに活かします。

④ その他の法令と併せた効果的な活用

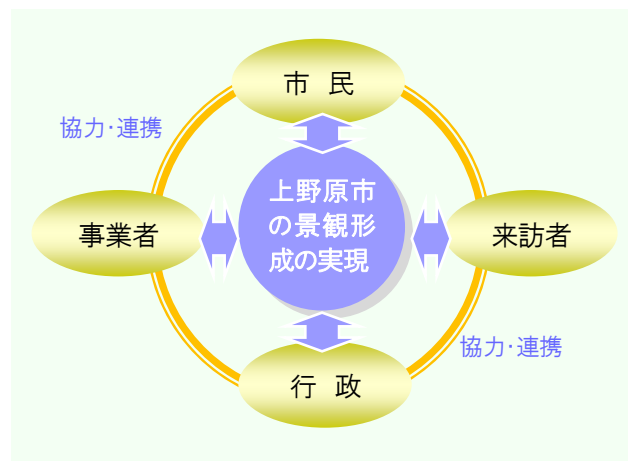
都市計画法や文化財保護法、都市緑地法など、景観形成に関連する様々な法令の効果的な活用を検討します。

■ 協働による景観まちづくりの考え方

良好な景観づくりは、行政をはじめ、市民、事業者、観光客等の来訪者など、本市の景観形成に関わる多様な主体が、適切な役割分担と連携のもとで取り組んでいくことが不可欠です。

そのため、市民をはじめとした各々の主体が上野原市の財産である景観の価値や魅力を再認識するとともに、本計画に掲げた景観形成の理念や目標を理解し、多様な主体相互が連携した、協働による景観まちづくりを推進していきます。

市民、事業者、来訪者、行政など多様な人々の協働による景観まちづくりを推進します



■協働による先導的な景観まちづくりの推進

1 景観形成推進ゾーンの取組みの推進

■景観形成推進ゾーンの選定

上野原市景観計画では、先導的かつ重点的に景観形成を推進すべきところとして、風景づくり市民懇談会の提案等も踏まえ、次の考え方に基づき8カ所の「景観形成推進ゾーン」を選定しています。なお、景観形成推進ゾーンは固定的なものではなく、今後、必要に応じて適宜追加を検討していきます。

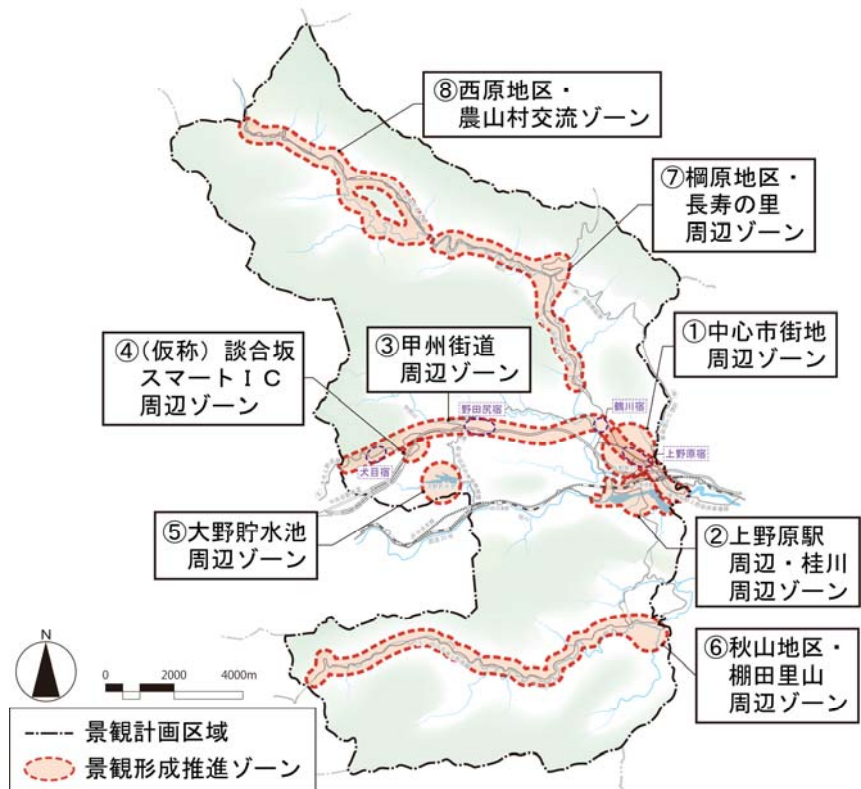
景観形成推進ゾーンは、地域住民等との協働により、着実な取り組みを進めていきます。

【選定の考え方】

- 上野原市らしさを象徴する景観で、本市のシンボルとして良好な景観形成が不可欠なところ
- 際立った特徴と高い景観的資質を備え、景観の保全・整備の必要性が高いところ
- 景観に関わるまちづくりプロジェクトが実施、あるいは計画されているところ
- 地域住民による主体的な景観まちづくりの取り組みが行われており、今後、市全体の景観形成への波及効果が期待されることなど

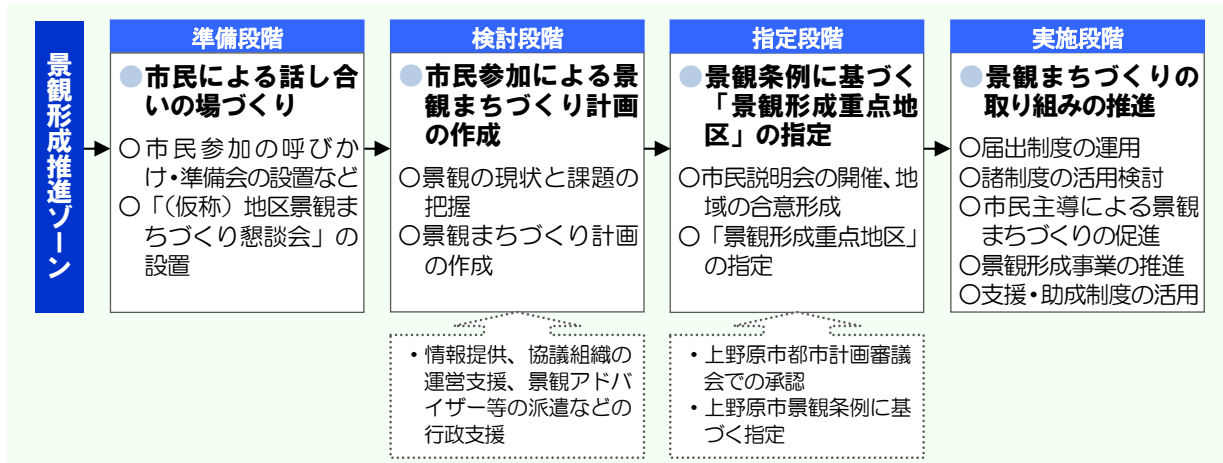


・中心商店街(国道20号沿道)



■景観形成推進ゾーンの取組み

景観形成推進ゾーンにおいては、住民の意欲の高いところや緊急性の高いところから、次に示すような手順により、具体的な景観まちづくりの取り組みを推進していきます。



2 市民参加による先導的な景観まちづくりプロジェクトの推進

■「(仮称)上野原市フットパスプロジェクト」の促進

地域の多様な活動と連携し、自然や歴史・文化、地域の暮らしに触れながら地域そのものを体感・実感する、景観を育む次の取り組みを促進します。

【主なイメージ(例)】

- ①ワークショップ等のプロジェクト検討部会、市全体の運営・調整組織の立ち上げ
- ②フットパスコースの選定とマップの作成
- ③フットパス・サインの整備
- ④フットパスツアーの開催
- ⑤おもてなしの体制づくり
- ⑥回遊ルートやフットパス拠点の整備
- ⑦運営体制の確立、関連組織との連携など

■風景づくり市民懇談会の「市民プロジェクト」の促進

プロジェクト1 上野原・風景を育む原点回帰プロジェクト

テーマ1：ポイントを絞る！資源を活かしてできるところから実現！

- ・資源+αで魅力の向上、風景の好循環づくりなど

テーマ2：先行的に進める“モデル”を創る！～実現する好機～

- ・上野原駅・桂川周辺、(仮称)談合坂スマートIC周辺、桐原長寿の里周辺など

プロジェクト2 上野原励ましネットワークプロジェクト

テーマ1：交流を促す仕組みづくり

- ・集まる場、「がんばり励ましネット」づくり、「表彰制度」の創設など

テーマ2：上野原駅周辺の整備をきっかけとした景観づくり

- ・公共空間の有効利用、案内板の設置、まちの案内人の活用など

3 景観施策の段階的な取り組みの推進

上野原市の景観まちづくりは、景観計画策定後の当面10年先を見すえ、先導的に取り組まなければならない施策を抽出し、段階的な取り組みを積み重ね、成果を着実に目にみえるものにしていきます。

区分	I 期 (概ね2年以内に着手)	II 期 (概ね5年以内に着手)	III 期 (概ね10年以内に着手)
市民意識の醸成と活動の芽の育成	<ul style="list-style-type: none"> ● イベントや景観懇談会等の開催 ● 景観シンポジウム・講座等の開催 ● 風景写真コンテストの充実 ● 既存活動の周知と体験活動の促進 ● 山梨フィルムコミッションの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区景観マップの作成、既存マップとの連携 ● 景観教育の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● その他の啓発活動
協働・連携による景観まちづくり活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民の話し合いの場や機会の充実 ● 市民懇談会やワークショップの継続 ● 景観まちづくりの人材育成 ● 景観形成活動団体の認定・登録制度の運用 ● 公共施設づくりへの市民参加の促進 ● 協働での景観資源の維持管理の促進 ● 景観百選や眺望場所の選定 ● 景観に関するパンフレットの作成 ● 体験交流機会や来訪者との交流促進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観まちづくり教育の活用 ● (仮称)景観まちづくり懇談会の設置 ● 景観サポーター制度の創設 ● 景観顕彰制度の創設 ● 景観資源登録制度の実施 ● 景観専用ウェブサイトなどの情報発信の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ● その他の協働・連携による景観まちづくり活動
行政の体制や仕組みの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政窓口の充実 ● 市職員の意識の向上と人材育成 ● 行政推進体制の充実、関係機関との連携強化 ● 上野原市都市計画審議会の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観協議会の設置検討 ● 景観形成の助成制度の充実 ● アダプトプログラムの活用 ● (仮称)上野原市公共施設デザインガイドラインの作成 ● サイン整備計画の見直し ● (仮称)上野原市屋外広告物条例の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ● 上野原市景観アドバイザー制度の創設 ● 景観に関するルールづくりの推進(景観協定、地区計画、緑地協定、建築協定等)
先導的な景観まちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観重要公共施設の指定 ● 景観形成推進ゾーンの取り組み ● (仮称)上野原市フットパスプロジェクトの取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観重要建造物・景観重要樹木の指定 ● 景観形成重点地区の指定 ● 市民プロジェクトの取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観農業振興地域整備計画の策定 ● 甲州街道の歴史的景観保全指針や眺望景観の指針づくり ● 文化的景観の選定の取り組み

■「上野原市風景づくり市民懇談会」の概要

●目的

- ・「風景づくり市民プラン」の検討、提案書の提出

●進め方等

- ・平成27年5月～
- ・平成27年12月 計6回開催
- ・ワークショップ手法による協議



上野原市景観計画 概要版

平成30年3月

上野原市 都市計画課

〒409-0192 山梨県上野原市上野原 3832
 TEL 0554-62-3191 FAX 0554-62-1086
 URL <http://www.city.uenohara.yamanashi.jp/>